

令和4年度 第6回 特別委員会 会議記録

日時：令和5年1月18日（水）14:00～16:00

場所：グランヴェール岐山 4F 鼓

出席者

委員	三好 信一	前専務理事	委員	丹羽 太	退教互部理事
〃	石原 学	前理事長	〃	佐藤 元信	事務局長
〃	江崎 勝則	専務理事	事務局	高橋 清仁	事務局次長
〃	田中 丈晴	互助部長	〃	伊藤 祐子	事務職員
〃	廣瀬 美晴	退教互部長	〃	藤吉 美乃	事務職員
〃	奥村 秀雄	互助部理事			

1. 開会 委員長あいさつ

- ・ウクライナ問題、コロナ禍等、安心できない問題も多くある現状ではあるが、よりよい年になることを願う。
- ・これまでの特別委員会への尽力への感謝。
- ・今回の委員会で理事長への答申をまとめる。

2. 第5回特別委員会会議記録報告（事務局）

- ・出席者により内容の確認
- ・第1回～第4回特別委員会会議記録と同様に、互助会ウェブサイトで会議記録を公開することを確認

3. 審議（提案：佐藤事務局長）

(1) 特別委員会答申について説明

- ① 退職互助事業 共済事業 医療補助金給付事業について
 - ・月毎の窓口負担合計額からの控除額を現行の1,200円から800円に変更する。
- ② 退職互助事業 福利厚生事業 支部活動補助金について
 - ・各支部一律に150,000円を助成し、さらに退職会員等一人あたり50円補助する。
- ③ 上記以外の現職及び退職互助事業の見直し
 - ・特別給付品健康祝品を廃止する。
 - ・長寿祝品の贈呈年齢を現行の満88歳になる年齢から満100歳になる年齢に変更する。
 - ・「セカンドライフ祝金」を「セカンドライフ祝品」に変更する。

《意見交流》

- (A委員) 答申は理事長に対して行われると思うが、答申の日付が3月の理事会となっているが、それ以前に理事長への答申はなされるべきではないか。
- (委員長) 答申は早めに理事長に対して行う予定である。その後、理事会において各理事に委員長から報告し、それを受けて検討をしていただく形となる。
- (B委員) 「各支部一律に150,000円を助成し、さらに退職会員等一人あたり50円補助する」とあるが、退職会員等の「等」が意味することは何か。
- (事務局長) 退職会員だけでなく、その配偶者で移行手続きをとっている方を含んでいるという意味である。
- (B委員) 「退職会員等一人あたり50円補助する」の表現は、「補助する」ではなく、「助成す

る」とした方が適切ではないか。

(事務局長) 退職互助事業規程第 19 条 2 項に「退職会員等一人あたり 550 円補助する」とあるので、この文言を使用している。

(C 委員) 答申案には「各支部独自の研修旅行等における支出、アトラクション講師料は、支部活動費で計上せず参加者負担で賄う。」とある。研修旅行等についてはこの通りだが、前回の特別委員会では、支部総会での講師料については、助成金の範囲なら支出してよいという認識ではなかったか。この表現だと、アトラクションは行わない方がよいという受け止め方をされる可能性がある。

(事務局長) 前回の委員会での話し合いでは、講師を退職会員の方をお願いするなどして講師料を極力抑え、外部から高額な講師料が必要な講師を招いて大々的にアトラクションを催すということは控えてほしいという意図である。

(委員長) 極力経費を抑えながら助成金を有効活用するという意図でこのような表現になっているが、やや誤解を招く部分があるので修正をする必要がある。

(A 委員) 助成金の範囲内のできるのであれば支部独自の活動として支部総会等でアトラクション的なことを実施することは可能であるという共通認識であったはずなので、それが伝わるような表現にするべきである。

(委員長) 研修旅行や懇親会等については参加者負担にするという共通認識だったので、「研修旅行・懇親会等については、支部活動費で計上せず」という方向で修正をする。答申案では、変更する内容だけを端的に説明しているが、実際にはこれら以外にも様々な事業について議論され、その結果として変更をしないという結論に至ったものもある。そういった経緯や変更にならなかった理由等について、答申の中で説明する必要はないか。

(D 委員) 今回は特別委員会の会議記録も公開されているので、答申としては変更点のみを記載する方法でよいのではないか。

(E 委員) 答申は答申として、変更する部分についてのみ言及することが妥当であることは理解できる。答申に付随する説明文書において、退職会員への移行者が減っていったり、総資産が減少している現状を強調しすぎたりするのはよくないのではないか。答申に加えて理事会に議案としてこれらのデータを示すことは誤解を生んだり、答申への正しい理解を得られないことにつながったりする懸念がある。これを理事会に示す際には配慮が必要である。

(事務局長) 理事会には答申に加え、背景や経緯を含んだ補足資料を議案として示す。そこでは、現職会員向けの事業の見直しの議論や事業内容の変更をしなかった経緯等についても説明する。

(A 委員) 岐阜市は南・北支部のそれぞれに対して助成する旨述べられているが、もともと南・北二つの支部として活動してきた経緯があり、特段言及する必要はないのではないか。

(事務局長) 南北支部についての文言は削除する。

(B 委員) 75 歳以上の医療費負担が 2 割になったが、世帯合算等で 3 割になることはあるのか。

(委員長) 75 歳を超えても現役並みの収入があると見なされれば 3 割負担も有り得る。

(A 委員) かつての医療補助金給付制度では、3 割負担であっても 1 割とみなして計算されて

いたことがあった。現行の制度も、今回見直した部分も、そうした不公平を是正する流れになっている。

(委員長) いただいた意見を反映させて、最終的な答申を完成し、理事長に答申することとする。

(2) 理事会提案用文書について説明

- 1 岐阜県教職員互助会を取り巻く現状
- 2 事業見直しの目標
- 3 事業見直しの内容

《意見交流》

(B委員) 退職会員への移行者を一人増やすことにより収支が 100 万円改善されるというのはどういう意味か。

(事務局長) 移行者が一人増えると移行拠出金 50 万円が収入となる。それに対して 50 万円分の退会給付金支出が減ることになるので、総じて収支としては 100 万円分の改善になるととらえている。

(A委員) 答申と同様に岐阜市の南北支部についての言及は必要ない。

(委員長) 今後、まず理事長に対して答申し、それを受けて理事会で報告する。理事会の中で、見直し内容の実施について提案し、審議、決定という流れになる。

4. 閉会の言葉（石原副委員長）

あくまでも会員のための互助会であるということに軸足を置いて、互助の精神を大切にしていきたい。それぞれの立場から、会員と組織のことを考えていただいた特別委員会になったことに感謝を申し上げる。